

【諮問第57号】

10川公審第13号
平成10年9月1日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成8年7月3日付け8川下中管第168号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求の非公開処分に係る不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

申請者及び土地所有者の印影及び電話番号の他すべて公開すべきである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成8年6月4日、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、「下作延地区ほか下水枝線第2号工事における 宅の公共下水道接続施設設置工事申請書(図面含む)」の閲覧等の請求(以下「本件請求」という。)をしたが、実施機関は、同年6月12日、本件公文書を公開すると当該個人の住所、氏名等の個人生活事項が明らかとなるとして条例第7条第1項第1号に該当することを理由に非公開処分をした。
- (2) 不服申立人は、前項の処分を不服として、同年6月27日付けで条例第14条第1項に基づき、前項の処分の取消しを求めて不服申立てを行った。
- (3) 当審査会は、平成8年7月3日付けで諮問を受け、同年8月30日付けで実施機関から非公開理由説明書の提出を受け、同年10月16日付けで不服申立人より意見書の提出を受け、平成10年4月11日に不服申立人及び補佐人から口頭による意見を聴き、同年5月9日実施機関から事情聴取を行った。(当審査会諮問第57号事件)
なお不服申立人は他に4件(当審査会諮問第53号ないし56号)の申立てを行った。これらはすべて近隣の下水道工事に関する一連の申立てであったため、口頭意見陳述及び事情聴取を併合して同一日に取り行ったものである。

3 不服申立人の主張要旨

平成8年6月27日付け不服申立書及び平成8年10月16日付け不服申立人の意見書並びに平成10年4月11日の不服申立人の意見陳述によれば、不服申立人の主張は概要以下のとおりである。

- (1) 申請書等に記載された当該個人の住所、氏名、電話番号は図書館等で容易に確認でき拒否する必要はないのではないか。
- (2) 公共工事であるので公開すべきである。なぜなら、平成2年9月20日の下作延地区ほか下水枝線第2号工事説明会の時、「この工事は、公共工事である」と再三、市職員が説明していた。
- (3) 公開することが公益上必要と認められるものは公開すべきである。公益とは国家社会の利益であり、この場合の社会の利益とは市民の利益であるからその利益を守るためには公開すべきである。

4 実施機関の主張要旨

(1) 本件申請書の性格

本件申請書は、下水道法第10条第1項の規定に基づき、個人が公共下水道の使用を開始するために当該個人の排水設備を公共下水道に接続するための工事を川崎市長あてに申請する文書である。

(2) 非公開とした理由

本件申請書は、申請者住所、氏名、印影、電話番号、土地所有者、住所、氏名、

印影、電話番号、設置場所の地番、申請内容（污水取付管、雨水取付管、雨水接続ますの区分及びチェック欄）、敷地面積、使用者氏名、印影、建物面積、建物所有者氏名、印影、申請手続（申請者、土地所有者、使用者、建物所有者、受任者（施工業者）の区分及びチェック欄）、工事施工業者名、代表者名、調査月日、施工月日、案内図、下水配置図の各記載欄が設けられている。また、申請者、土地所有者、使用者及び建物所有者が工事施工に伴う当該敷地の使用と接続ますの設置について承諾する旨の意思表示に係る文言の記載がある。

本件申請書は、このように個人の住所、氏名、財産及び居住状況等の個人生活事項に関する事項が詳細に記載されており、本件申請書の全体が個人生活事項に関する情報に該当する。また、特定の個人に係る公共下水道接続施設設置工事申請書は、条例第7条第1項第1号の個人生活事項について特定の個人が識別される情報に該当するため、非公開とするものである。

5 審査会の判断

本件不服申立ての対象たる文書は下水道法第2章、下水道条例第3章にいう公共下水道に関する工事の申請書である。

当該申請書には、申請者の住所・氏名、土地所有者の住所・氏名、使用者氏名、建物所有者氏名、及び各印影、案内図、下水配置図が示されている。

公共下水道として税金により工事をなすものであり、工事の結果たる下水道自体も公共（市町村ないし都道府県）のものである。

したがって、その公共下水道の場所を示す案内図及び下水配置図に関しては、一部が市有地に入っているとしても、個人生活事項とは言えず公開すべきである。

その他の、申請者の住所・氏名、土地所有者の住所・氏名、使用者氏名、建物所有者氏名は一応個人生活事項に該当するが、登記簿謄本等により確認することが容易な事項であり、下水道の設置の有無並びにその不備な場合の近隣への影響も大きいため、公開すべき公益上の必要があると考えられる。（条例第7条第1項第1号ウ該当）

しかし、印影及び電話番号に関しては、個人のプライバシーの程度が高く、他方、公開すべき公益上の必要があるとはいえず、印影及び電話番号に関してのみ非公開が妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。